

# SH 型調査協会(表土層調査技術研究会) 設立趣旨

## —SH 型貫入試験機を用いた調査と研究—

斜面・法面の表層崩壊は、道路・防災・住宅分野に大きな影響を与えている現象である。これまで、斜面・法面を対象とした適切な地質調査機器が見当たらず、かならずしも十分な調査がなされてきたとはいえない状況にある。このような状況に対応するためSH型貫入試験機（以下「SH機」と称す）とこれを利用した新しい表土層調査手法を開発した。

SH機を用いた調査手法の研究・普及を目指すとともに、調査手法に関し、さらなる技術向上を図るため、表土層調査技術研究会を設立し、爾来17年にわたって基礎的な調査・研究、技術資料の収集・整理、類似表土層調査法の研究などを行い、もって適切な表土層調査手法の確立にとり組んできた。

この活動によりSH機による表土層調査技術は確立されたとみなせることにより、SH型貫入試験に関する資料提供を行うことを目的として2023年12月をもってSH型調査協会(表土層調査技術研究会)に改名した。

令和6年4月1日

# SH 型調査協会(表土層調査技術研究会)々則

## —SH 型貫入試験機を用いた調査と研究—

### (名称)

第 1 条 本会は「SH 型調査協会(表土層調査技術研究会)」(通称：SH 協会。以下、「本会」という)と称す。

### (目的)

第 2 条 本会は表土層調査の実施に供するために開発した SH 型貫入試験機(以下、「SH 機」という)を用いた調査手法を広く普及せしめることにより、適切な表土層調査手法の確立に資することを目的とする。

### (活動)

第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) SH 機を活用した調査の普及
- (2) SH 機を用いた調査に関する技術資料の収集・整理・発表
- (3) その他目的達成のために必要な活動

### (会員)

第 4 条 本会は第 2 条の目的及び第 3 条の活動に賛同する法人及び個人をもって組織する。

### (入会)

第 5 条 本会に入会しようとするものは、正会員、準会員、個人会員のいずれかを選択し以下の手続きを経て会員として登録される。

正会員：国や県または市町村の登録業者資格の確認および会員 1 名の推薦のうえ理事会が承認する。複数の都道府県に営業拠点を有し全国的に事業を展開している企業は原則として正会員とする。

準会員：国や県または市町村の登録業者資格確認のうえ理事会が承認する

個人会員：入会の志望動機を確認のうえ理事会が承認する。

### (退会)

第 6 条 会員は事務局に届け出ることによって、自由に退会できる。ただし既に納入した会費等については返還しないものとする。

(除名)

第7条 会員として面目を著しく失墜したとき、または会費を滞納し、納入の誠意が見られないときは、総会の議決により除名することができる。

(技術保持と普及)

第8条 会員はSH機を用いた表土層調査手法および関連する技術を修得・研鑽し、それらの技術を技術指導、研修を通じて広く普及することに努めるものとする。

(役員)

- 第9条 本会に会長、副会長、理事をおく。
- 2 理事は、総会において選任する。
  - 3 会長、副会長は理事の互選とする。
  - 4 会長は、本会を代表しその業務を総理する。
  - 5 副会長および理事は、理事会を構成し、理事会の議決事項について議決する。
  - 6 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(総会)

- 第10条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回開催するものとし、臨時総会は理事会が必要と認めたときに開催する。
  - 3 総会は、会長が招集する。
  - 4 総会は、以下の事項について付議する。
    - (1) 会則の変更
    - (2) 事業報告及び収支決算
    - (3) 役員を選任又は解任
    - (4) その他運営に関する重要事項
  - 5 総会の議長は、会長がこれにあたる。
  - 6 総会の議事は、出席者、電子投票の過半数をもって決する。

(理事会)

- 第11条 理事会は、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 2 理事会は、会長が必要と認めたとき、及び過半数の理事から請求があったときに開催する。
  - 3 理事会は会長が招集する。
  - 4 理事会の議長は会長が、これにあたる。

5 理事会の議事は、出席者、電子投票の過半数をもって決する。

(顧問)

第14条 本会に顧問を置くことができる。顧問は理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

(会費等)

第15条 会費の徴収が必要な場合は、総会、臨時総会を開催し決定する。金額及び徴収方法については理事会において別途定める。

(事務局)

第16条 本会の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長を置く。事務局長の任免は会長がおこなう。事務局長は総会にて、事務処理状況、及び出納状況について報告を行う。

(会計年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

[附則]

本会会則は令和6年4月1日から施工する。